



令和5年度 農林水産省 食品産業の持続的な発展に向けた検討会 環境等配慮PT

日本企業の新たな経営アジェンダ 「ビジネスと人権」

(抜粋版)

株式会社オウルズコンサルティンググループ

マネジャー 石井 麻梨

2023年10月6日

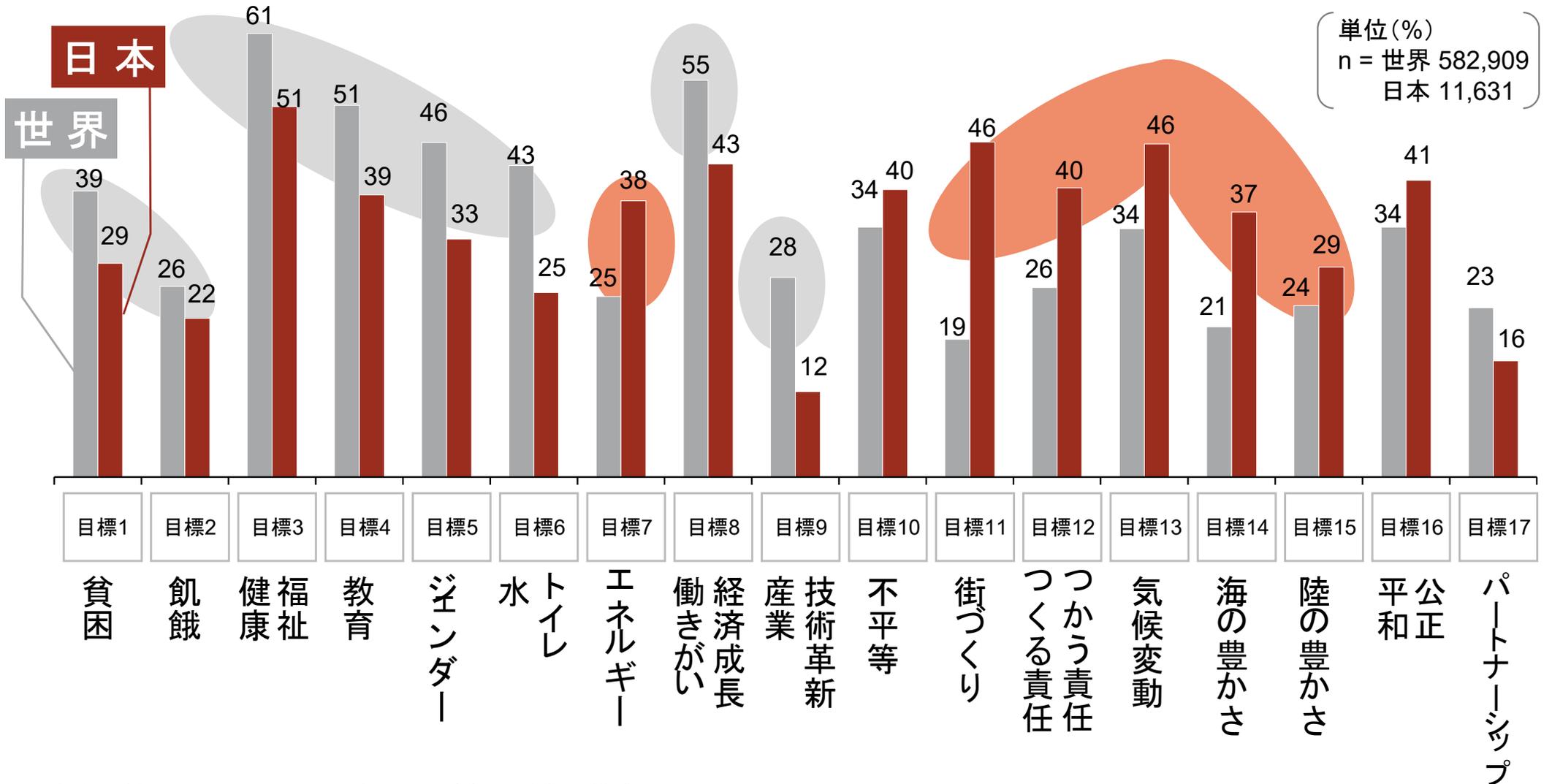


OWLS
CONSULTING GROUP

国連「MY WORLD 2030」でのSDGs目標別関心度

日本は「人権」に関心が薄く

「環境」に関心が偏重



出所: 国連「MY WORLD 2030」(2023年4月17日時点)よりオウルズ作成

「Which six of the following global goals are of immediate concern to you and your family?」への回答を「SDGsを認識している/していない」双方の回答者総数で割合表示

新たな経営トップアジェンダとなった「人権」

いま「人権」というキーワードが経済・経営用語として頻出。何が起きているのか

近年のメディアにおける「人権」に関する報道

「人権尊重企業に促す
経産省、供給網や製品
点検対策で米欧に遅れ」

(日本経済新聞 2023年4月4日 朝刊一面)

「日米が人権問題で
統一基準 中国念頭、
経済2+2で合意へ」

(日本経済新聞 2022年7月24日 朝刊)

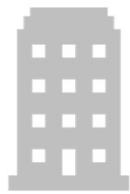
「『人権』は企業の
競争力に
直結する問題だ」

(日本経済新聞 2021年8月21日社説)

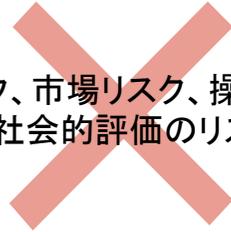
「人権リスク」とは

「人権リスク」とは企業(ビジネス)にとってのリスクではなく、企業活動により影響を受ける個人/集団の人権が侵害されるリスクを指す

ビジネスリスクではなく・・・



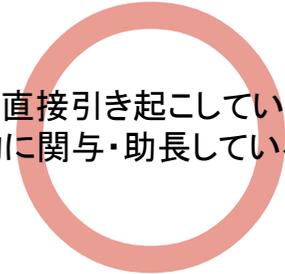
金融リスク、市場リスク、操業上のリスク、社会的評価のリスク等



企業が影響を与える個人/集団にとってのリスク



企業が直接引き起こしている人権侵害
間接的に関与・助長している人権侵害



国連「ビジネスと人権に関する指導原則」

「人権リスクは、企業の**人権に対する潜在的な負の影響**であると理解される」

OECD「責任ある企業行動のためのデュー・ディリジェンスガイドダンス」

「多くの企業にとって「リスク」という言葉は、主に企業に対するリスク(金融リスク、市場リスク、操業上のリスク、社会的評価のリスク等)を意味する。企業の関心は、競合他社との比較における市場での自らの位置、イメージおよび長期的な存続にあるため、企業がリスクに注目するとき、そのリスクは通常企業自体にとってのリスクである。しかし、本指針では、**人々、環境、社会に対して、企業が原因となったり助長したりするまたは直接結びつく負の影響の可能性について言及している。つまり、企業の外側に目を向けたリスクに対するアプローチである**」

企業が配慮すべき主要な「人権リスク」例

企業が配慮すべき主な人権リスクはハラスメント（パワハラ、セクハラ等）、差別、強制的な労働、児童労働、賃金の不足・未払い... など多岐にわたる

1 パワハラ 	パワハラ	8 労働時間 	労働時間	15 表現の自由 	表現の自由
2 セクハラ 	セクハラ	9 結社の自由 	結社の自由	16 先住民・地域住民の権利 	先住民・地域住民の権利
3 マタニティ・パタニティ・介護ハラ 	マタニティ・パタニティ・介護ハラ	10 賃金の不足・未払い 	賃金の不足・未払い	17 知的財産権 	知的財産権
4 差別的対応 	差別的対応	11 児童労働 	児童労働	18 消費者の安全と知る権利 	消費者の安全と知る権利
5 差別的表現 	差別的表現	12 教育・研修の不足 	教育・研修の不足	19 賄賂・腐敗 	賄賂・腐敗
6 労働安全衛生 	労働安全衛生	13 プライバシーの権利 	プライバシーの権利	20 サプライヤー管理の不徹底 	サプライヤー管理の不徹底
7 強制的な労働 	強制的な労働	14 居住移転の自由 	居住移転の自由		

人権リスクのビジネス影響

人権リスクへの対応の遅れは、業績・企業価値への甚大な影響に繋がる。
 「人権リスク ≠ ビジネスリスク」だが、企業が変わるにはビジネス視点の影響分析も必須

業績
への
影響



売上の
低下

Sales

コストの
増大

Cost

企業価値への影響



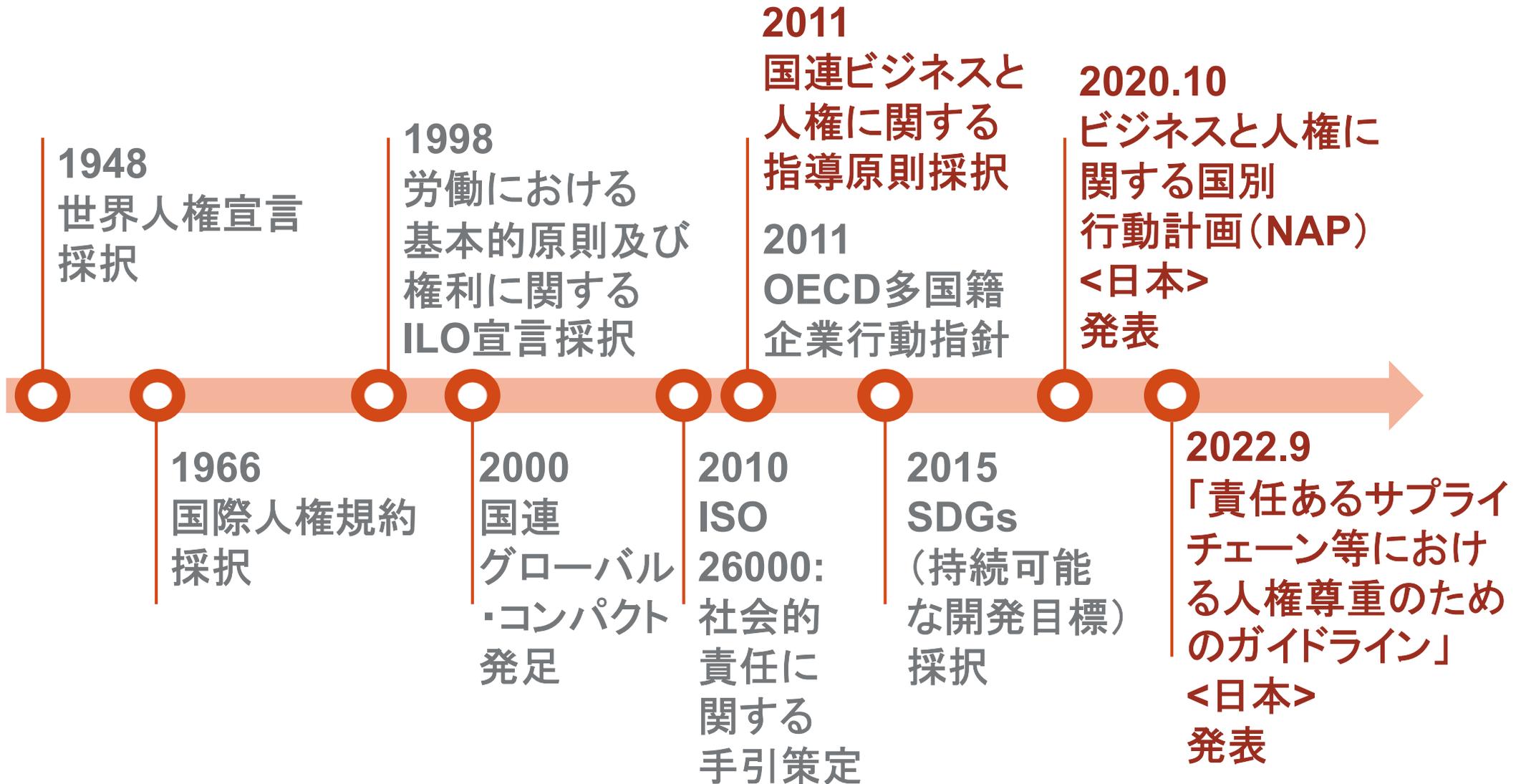
- ✓ 不買運動による消費者購買の減少
 - ・劣悪な就労環境の告発等により、消費者が不買運動を起こして売上が低下
- ✓ 調達基準の不充足等による企業間の取引停止
 - ・人権に配慮した調達基準を満たさないとして、大手企業等との取引が打ち切り
- ✓ 入札停止による政府関連事業の停止
 - ・違法な残業労働等により、一定期間官公庁・自治体からの入札停止

- ✓ 法令違反による罰金
 - ・違法な就労環境の発覚により、政府より多額の罰金が課される
- ✓ 訴訟による賠償金
 - ・従業員や消費者、地域住民等により、事業展開に係る人権侵害の訴訟を提起

- ✓ 投資の撤退
 - ・ESG投資が急拡大する中、人権関連スコア等をもとに大手投資家が投資引上げ
- ✓ ブランド毀損
 - ・商品や広告の「炎上」や人権侵害の告発により、ブランドイメージに重大な毀損
- ✓ 人材の損失
 - ・人権対応の遅れが採用における競争力を低下させ、優秀な人材を獲得できず

「ビジネスと人権」に関するルール化の動き

「ビジネスと人権」のルール化はこの10年で加速



「ビジネスと人権」行動計画(NAP) 策定国でのルール制定の動き

国名	NAP策定年	法令名(施行年)
米国 	2016年	加州サプライチェーン透明法(2012)、 米国貿易円滑化・貿易執行法(2015)
EU 	—	非財務情報開示指令(2014) EUデューディリジェンス 指令(策定中)
英国 	2013年	英国現代奴隷法(2015)
オランダ 	2013年	児童労働デューディリジェンス法(2019 ^注)
ノルウェー 	2015年	透明性法(2022)
スイス 	2016年	債権法、刑法(2022)
ドイツ 	2016年	人権デューディリジェンス法案(2023)
フランス 	2017年	企業注意義務法(2017)
豪州 	策定中	現代奴隷法(2019)
日本 	2020年 → ?	

注:オランダの児童労働デューディリジェンス法については、公布年を記載(2023年現在では未施行)

本資料は一般的な情報提供を目的とするものであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。関連する法令等の解釈を行ったものではなく、利用者が本資料を利用したことによる結果について、株式会社オウルズコンサルティンググループは一切の責任を負うものではありません。また、書面による株式会社オウルズコンサルティンググループの事前承認なしに、第三者への配布・引用・複製を行うことはお断りしております。

株式会社オウルズコンサルティンググループ

〒106-0046 東京都港区元麻布3-1-6

<https://www.owls-cg.com/>



OWLS
CONSULTING GROUP